組合通信 ニュースファイル No.2 2012.3.29

食品中放射性物質新基準が施行

平成24年4月1日より食品中の放射性物質の新基準値が施行されます。 暫定基準と 比較して、厳しい基準となっています。

1. 概要

12月22日、厚生労働省 薬事・食品衛生審査会は、食品からの放射線介入免除レベルとして、コーデックス委員会が年間1ミリシーベルトのガイドラインを提示していることをふまえて、年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げることを判断しました。

これにより、食品の基準値が新たに設定され、現在の暫定基準値の4分の1から20分の1の基準値となります。なお、新基準は放射性セシウムについての設定となります。 実施は平成23年4月1日ですが、経過措置として、一般食品は実施以前に製造加工されたもの、米・牛肉加工品は平成24年9月30日、大豆加工品は12月31日までに製造されたものは現行暫定基準が適応されます。

2.新基準値

放射性セシウムの基準値

食 品 区 分	暫定基準	新基準(案)
飲料水	200 Bq/kg	10 Bq/kg
乳児用	乳児用の区分なし	50 Bq/kg
牛乳	200 Bq/kg	50 Bq/kg
一般食品	500 Bq/kg	100 Bq/kg

しいたけや乾燥野菜などは、水戻しを行った状態で一般食品の基準値、茶については、 飲用する状態で飲料水の基準値が適応されます。

3. 対応

基準値が一般食品の場合1kg当たり500ベクレルから100ベクレルと1/5の基準値に厳しくなり、規格値を超える食品の流通増加が懸念されますので、商品販売には十分な注意が必要となります。特に、茶、茸類、魚介類、玄穀類は要注意品目です。暫定基準には適合していても、新基準に不適合となる場合も想定されます。原産地の確認と、場合によっては放射能検査結果も必要となります。なお、組合員様の販売商品チェックのサポートとして、放射能検査を組合員特別価格にて、組合検査センターで受託いたします。販売商品の安全性確保のためにご活用ください。

NNAFA わたしたちは食の安全を追求します 無添加食品販売協同組合

http://www.mutenka.or.jp/mutenka@japan.email.ne.jp

T140-0013

東京都品川区南大井 2 丁目 9 番 2 号 TEL: 0 3 - 3 2 9 8 - 3 6 8 1

FAX: 03-3298-3680